

新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の 指定変更等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第8条及び新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成17年新城市教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づく小学校又は中学校の指定の変更（以下「指定変更」という。）並びに令第9条の規定に基づく区域外就学の承諾の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定変更の要件及び手続)

第2条 市内に住所を存する児童生徒の保護者であつて、指定変更の申立てをしようとするものは、指定変更申立書（様式第1）に別表第1に定める手続に必要な書類を添付し新城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申立てをする保護者に対して別表第1に定めるもののほか、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 通学経路に関する書類

(2) その他必要と認める書類

3 教育委員会は、第1項の規定による申立てについて、相当と認めるときは、別表第1に定めるところにより期間を指定して指定変更をするものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により指定変更をしたときは、その旨を指定変更通知書（様式第2）により、当該申立てをした保護者並びに規則第3条の規定により指定した小学校又は中学校の校長及び新たに指定した小学校又は中学校の校長に通知するものとする。

(小規模特認校における就学の指定)

第3条 教育委員会は、市内に住所を存する児童生徒の保護者から小規模特認校（複式学級方式を採用する小学校又は複式学級方式となることが見込まれる小学校であつて、教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）における就学を希望する旨の申立てがあつた場合において、当該児童生徒及び保護者の意向、小規模特認校の有する特色及び教育内容等を考慮し、相当と認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、指定変更をし、小規模特認校を就学すべき学校に指定することができる。

2 前項の申立てをしようとする保護者は、特認校就学申立書（様式第3）を教育委員会に提出するものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による小規模特認校を就学すべき学校に指定する場合について準用する。

(区域外就学の承諾の要件及び手続)

第4条 市外に住所を存する児童生徒の保護者であつて、令第9条第1項の規定による教育委員会の承諾を受けようとするものは、区域外就学申請書(様式第4)に別表第2に定める手続に必要な書類を添付し教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をする保護者に対して、別表第2に定めるもののほか、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 通学経路に関する書類

(2) その他必要と認める書類

3 教育委員会は、第1項の規定により提出された申請書について、内容を審査し適当と認めるときは、これを受け付けるものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により区域外就学申請書を受け付けたときは、当該申請に係る児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と区域外就学協議書(様式第5)により協議して当該申請を承諾するときは、区域外就学承諾書(様式第6)を当該申請をした保護者に交付し、区域外就学通知書(様式第7)を指定した小学校又は中学校の校長に通知するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条及び第3条の規定による指定変更並びに前条の規定による区域外就学の承諾を受けて就学する就学予定者等の通学に要する費用は、当該就学予定者等の保護者が負担するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する要綱第3条の規定による小規模特認校における就学の指定のために必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

承諾の事由	承諾期間	手続に必要な添付書類
1 肢体不自由等心身に障害があり、通学に距離の近い学校へ就学するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	医師の診断書等、障害の程度を明らかにする書類及び学校長の意見書
2 特別支援学級に入るに当たり、指定校に特別支援学級がない、若しくは部活動に当たり、指定校に部がないため最寄りの学校に就学するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	
3 不登校、いじめ等の原因により教育的配慮が必要であると認めるとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	当該学校長の意見書
4 小学校5年生及び6年生並びに中学校2年生及び3年生で、学年途中で住所を変更し、引き続き従前の学校へ就学するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	
5 4に規定する学年以外の学年で、学年途中で住所を変更し、引き続き従前の学校へ就学するとき。	当該学年末まで。	
6 自宅の建替え等のため、一時的に校区外に住所を変更し、引き続き従前の学校へ就学するとき。	当該事由の消滅まで。	建築請負契約書等及び建築予定地番が記載されている書類又は地図
7 住居の新築等により学期途中で住所を変更することが確実で、あらかじめ変更後の住所地の校区の学校へ就学するとき。	当該事由の消滅まで。	建築請負契約書等及び建築予定地番が記載されている書類又は地図
8 地理的事情から校区外の地区の子供会等に所属し、その地区の一員となっているとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	当該子供会の長による在籍子供会を明らかにする書類
9 過去からの行政区等との慣例的な付き合いにより、指定校以外の学校へ通学を希望するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	当該行政区の長による証明書
10 保護者の勤務地又は自営業地の所在地の校区の学校へ就学するとき。	当該学年末まで。	在職証明書及び当該児童生徒を預かる保護者の勤務先の承諾書
11 養育する祖父母等の所在地に帰宅する場合で、その所在地の校区の学校へ就学するとき。	当該学年末まで。	在職証明書及び当該児童生徒を預かる祖父母の承諾書

<p>1 2 日本国籍を有しない外国人児童生徒(途中で日本国籍を取得した者を含む)で、日本語が不自由なために日本語指導教室設置校(日本語教育適応学級担当教員配置校)又はそれに準ずる学校へ別に定める条件を満たしたうえで通学を希望するとき。</p>	<p>就学している学校を卒業する年度の学年末まで。</p>	<p>日本語指導教室設置校長による判断書</p>
<p>1 3 兄弟姉妹が1から1 2までのいずれかの事由により承諾を受けているとき。</p>	<p>当該兄弟姉妹の承諾期間が満了するまで。</p>	<p>当該学校長の証明</p>
<p>1 4 その他特別の事由があると教育委員会が認めるとき。</p>	<p>当該事由が消滅するまで。 ただし、小規模特認校制度により小学校を卒業する児童が、在学する小規模特認校を学区とする中学校へ入学を希望する場合は卒業までの期間とする。</p>	<p>教育委員会が必要とする書類 特認校については、希望する特認校での面談が必要</p>

別表 2 (第 4 条関係)

承諾の事由	承諾期間	手続に必要な添付書類
1 肢体不自由等心身に障害があり、通学に距離の近い学校へ就学するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	医師の診断書等、障害の程度を明らかにする書類及び学校長の意見書
2 不登校、いじめ等の原因により教育的配慮が必要であると認めるとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	当該学校長の意見書
3 小学校 5 年生及び 6 年生並びに中学校 2 年生及び 3 年生で、学年途中で市外に転出し、引き続き従前の学校へ就学するとき。	就学している学校を卒業する年度の学年末まで。	
4 3 に規定する学年以外の学年で、学年途中で市外に転出し、引き続き従前の学校へ就学するとき。	当該学年末まで。	
5 自宅の建替え等のため、一時的に市外に転出し、引き続き従前の学校へ就学するとき。	当該事由の消滅まで。	建築請負契約書等
6 住居の新築等により学期途中で市内に転居することが確実で、学期始めから変更後の住所地の校区の学校へ就学するとき。	申請年度中に住所を変更するまで。	建築請負契約書その他当該学年末までに転居することが確認できる書類
7 兄弟姉妹が 1 から 5 までのいずれかの事由により承諾を受けているとき。	当該兄弟姉妹の承諾期間が満了するまで。	当該学校長の証明
8 その他特別の事由があると教育委員会が認めるとき。	当該事由が消滅するまで。	教育委員会が必要とする書類

様式第1 (第2条関係)

年 月 日

新城市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名
電 話

印

指 定 変 更 申 立 書

次のとおり就学校を変更したいので、新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱第2条第2項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生 (年生)		
児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生 (年生)		
続 柄			
就学を希望する学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第2（その1）（第2条関係）

年 月 日

様

新城市教育委員会

指 定 変 更 通 知 書

年 月 日付けで申立のありました就学校の変更については、
次のとおり承諾しましたので通知します。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
指定変更を承諾 した学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第2（その2）（第2条関係）

年 月 日

学校長 様

新城市教育委員会

指 定 変 更 通 知 書

年 月 日付けで次の者から申立がありました就学校の変更に
ついては、次のとおり承諾しましたので通知します。

申立者氏名			
申立者住所			
児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
指定変更を承諾 した学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第3（第3条関係）

年 月 日

新城市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名
電 話

印

特 認 校 就 学 申 立 書

次のとおり特認校へ就学したいので、新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

児 童 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
児 童 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
続 柄			
就学を希望する特認校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第4（第4条関係）

年 月 日

新城市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名
電 話

印

区 域 外 就 学 申 請 書

次のとおり区域外就学をしたいので、新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
続 柄			
現 住 所			
就学を希望する学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

様式第5第（4条関係）

年 月 日

教育委員会 様

新城市教育委員会

区 域 外 就 学 協 議 書

このことについて、下記児童・生徒の保護者より区域外就学の願出がありましたので、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議します。

記

児童生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
住 所			
居 住 地			
就学を希望する学校			
就学すべき学校			
期 間			
理 由			

様式第6（第4条関係）

年 月 日

様

新城市教育委員会

区 域 外 就 学 承 諾 書

年 月 日付けで申請のありました区域外就学については、次のとおり承諾します。

児童生徒氏名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生（ 年生）		
区域外就学を承諾した学校			
就学すべき学校			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第7（第4条関係）

年 月 日

学校長 様

新城市教育委員会

区 域 外 就 学 通 知 書

このことについて、下記児童・生徒の保護者から区域外就学の届出がありました。つきましては、承諾いたしましたので通知します。

記

児童生徒 氏 名		生年月日	
保護者名		続 柄	
現 住 所			
居 住 地			
就 学 す る 学 校			
就 学 す べ き 学 校			
期 間			
理 由			

記入例

様式第3（第3条関係）

平成28年 10月 1日

新城市教育委員会 様

保護者 住所 **新城市長篠字下り麓1-2**
 氏名 **新城 太郎**
 電話 **0536-32-0645**



特認校就学申立書

次のとおり特認校へ就学したいので、新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申し立てます。

児童氏名	しんしろ はなこ 新城 花子	性別	女
生年月日	平成20年 11月 28日 生（ 3 年生）		
児童氏名		性別	
生年月日	年 月 日生（		
続柄	父		
就学を希望する特認校	新城市立鳳来東小学校		
就学すべき学校	新城市立鳳来中部小学校		
期間	平成29年4月1日 から 平成33年3月31日 まで		
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
理由	鳳来東小学校の特色ある教育を受けたいため。		

現在の学年ではなく、特認校に就学する時の学年を記入して下さい。

申 立 書

年 月 日

新城市教育委員会 殿

申立保護者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

1 区域外就学・指定変更を申請する理由
2 学校が変わることにより期待できる効果
3 登下校についての対応

在籍証明書（子供会）

年 月 日

新城市教育委員会 殿

子供会長 住所
氏名
電話

印

下記児童生徒は、本子供会に所属していることを証明します。

記

【子供会名】

子供会

【児童生徒】

氏 名

生年月日 年 月 日

氏 名

生年月日 年 月 日

氏 名

生年月日 年 月 日

在籍証明書（行政区）

年 月 日

新城市教育委員会 殿

区長 住所
氏名
電話

印

下記世帯は、本行政区との慣例的な付き合いがあることを証明します。

記

【行政区名】

【児童生徒】

氏 名
生年月日 年 月 日

氏 名
生年月日 年 月 日

氏 名
生年月日 年 月 日

【保護者】

住 所
氏 名
電 話

養育証明書（勤務先）

年 月 日

新城市教育委員会 殿

勤務先 住 所
名 称
代表者 印
電 話

下記児童生徒は、学校からの下校後に責任をもって下記のとおり保護者の勤務先で養育します。

記

【児童生徒】

氏 名
生 年 月 日 年 月 日

氏 名
生 年 月 日 年 月 日

【保護者名】

住 所
氏 名 印
電 話

【養育時間】 午後 時 分 ～ 午後 時 分

養育証明書（祖父母宅等）

年 月 日

新城市教育委員会 殿

保護者 住所
氏名 印
電話

下記児童生徒は、学校からの下校後に責任をもって下記のとおり養育します。

記

【児童生徒】

氏 名
生 年 月 日 年 月 日

氏 名
生 年 月 日 年 月 日

【児童生徒養育先】

住 所
氏 名 印
児童生徒との続柄

【養育時間】 午後 時 分 ～ 午後 時 分